倶楽部たより

2020年5月



つるま法律倶楽部

「新型コロナ」には正しく「恐れる」2

医 師 中川武夫

緊急事態宣言が5月末まで延長されたと思ったら、特定警戒区域を含め39県で解除された。解除基準は遅まきであるがやっと示された。以前から指摘されていたマスク不足、特に医療現場では解消されず、首相が何度も表明したPCR検査数も人口比で世界最低レベルにとどまっている。休業要請とセットであるべき補償や補助も不十分で、迅速には進んでいない。

不安にかられた国民の中で、医療関係者などへの差別や「自粛警察」と言われる動き、また、「憲法に 非常事態条項がないから手が打てなかった」など、あってはならない動きも指摘されている。

5月13日時点で世界の感染者数は、444万人を、死者は30万人を超えた。日本では、感染者は1.6万人を、死者も何人かの著名人を含め700人を超えた。100年前(1918年)のスペイン風邪は数億人が感染し数千万人が死亡したと推計されているが、当時はウイルスも確認できず、医学・医療も発展初期で、当然の結果であり、今回の事態と直接比較できるものではないが、教訓として学ぶべき点もある。それは、感染は1度ではないということだ。日本では3年にかけて3回の流行があった。当時とは比べようもないグローバル化の現代、これは避けては通れない。今後の対応策で忘れてはならない。

現時点で医学的観点に限ると、すぐにも実施しなければならないのは、医療現場にマスクやフェイスシールド、防護服などの機材を充当することと同時に、先に慶応大学病院が実施し、いくつかの病院でも始まっていると思われる、全新規入院患者、全手術予定患者のPCR検査を全ての病院で即座に開始すること、診療所でも発熱など医師が必要と認めた患者のPCR検査を実施可能にすることである。

マスコミには、救急車のたらいまわしが深刻とか、発熱者の診療を拒否する医療機関があるとの批判的な論調も見られるが、論外だ。仮に診療所で後から「陽性」と判明したら、診療所は2週間以上休診をせざるを得ないし、医療崩壊に繋がりかねない。もちろん、その間の保証もない。防護具も不足では、発熱者や疑わしい患者は拒否せざるを得ないのが現実である。検査が速やかに拡大実施されれば、無症状の感染者も把握でき、患者の受け入れ拒否なども大幅に改善され、医療崩壊を防ぐ大きな力にもなる事は明らかである。

前にも述べたが、複数の効果がありそうな薬は取りざたされているが、残念ながらインフルエンザのように効果のある薬はまだない。従って、できるだけ感染を防ぐ生活様式を継続するとともに、免疫力を高め、たとえ感染しても発症しないか発症しても軽症で終わるようにすることしかない。感染を社会的に大幅に少なくするためには、先に述べたPCR検査数を大幅に増やし、無症状感染者を把握することも不可欠である。

そして長期的には、不採算と医療費の増加は抑えるべきであるとして、医療を必要以上に縮小してきた政策について、その是非を改めて議論すべきである。保健所は全国で 800 程度から 500 弱へ減らされ、名古屋市は全 16 区に有ったが 1 つに減らされた。こんなに減らしてもよかったのか? P C R 検査の最前線に立たされた都道府県や名古屋市など大都市の衛生研究所も縮小を余儀なくされた。その結果がこうした緊急事態の対応力を弱体化させたのではないのか。

2020年5月15日

『法律豆知識Q&A』

Q1-コロナウイルス問題の中、店をたたみました。600万円以上の借金が残っています。借家住まいで、自営業だったので年金もわずかで、生活はぎりぎりです。債権者から請求を受けています。毎日がストレスで辛くなります。

A1-いろいろお話をいただいた事情を考えると、あなたの場合は思い切って自己破産を申し立てるとともに生活保護を受けるのがいいでしょう。生活保護給付は現在の年金より多くなるはずです。自己破産手続期間はさほど長くなりません。

Q2-別居中の妻と子に毎月8万円を支払っていました。このたび毎月15万円への増額を要求されました。とても払えません。

A2-別居中の婚姻費用、離婚後の養育費は、裁判所の標準算定表によって定められています。昨年12月、これが改定されました。全般的に支払義務者の負担が増額されています。増額度合いは所得によって違いますが、高額所得者の場合は約3割増ともなります。現状と比較してみてはいかがでしょう。

あなたの収入状況を基にすると新算定表で も現状維持でいいでしょう。

Q3-コロナウイルスの影響でしばらく閉店するからと休業を言い渡されました。

A3-使用者の命令によって休業した場合の労働者の給料は、給料全額を請求できるのが原則です(民法536条2項)。労基法は罰則つきで平均賃金の60%以上の休業手当を支払わねばならないとしています。

今回のコロナ禍による休業が、民法上も労 基法上も会社の責めに帰すべきものといえ るかはケースバイケースになります。 どさ くさ紛れの休業や給与カットは許されませ

緊急事態宣言による休業要請に従った場合、経営者も労働者も収入を失うことになるのですから、休業要請をした国もしくは地方自治体が補償をすべきです。それがコロナ禍のような場合にとられるべき真の解決策でしょう。いろいろな救済制度ができてきています。相談してください。

Q4-コロナウイルスの影響でしばらく閉店するからと解雇を言い渡されました。

A4-解雇をするにはそれを必要とするだけの 正当な事由が求められ、経営上の理由による 解雇についてはいっそう厳しく判断されま す。使用者には解雇回避努力等が求められ、 新型ウイルスの影響による一時的な仕事の 減少、売上減による経営不安という程度では 正当事由になりません。有期雇用契約期間中 の解雇の場合は、やむを得ない事情すなわ ちよほど特別の重大な理由がなければなり ません。退職強要によって退職届が出され れば終わりだともいえません。なお解雇す る場合は30日前に通告するか、解雇予告 手当として平均賃金30日分の金員を支払 わねばなりません。

Q5-「特定定額給付金の申請手続について」というメールが届き、メールに記載してあるURLをクリックして手続を進めて下さいと指示がありました。

A5-これは詐欺です。応じてはいけません。 その他新型コロナウイルスに関係した助成 金、給付金などと称して手続を求めるメール や電話にも注意して下さい。

Q6-知らない業者から私の自宅宛に手紙を添えて使い捨てマスク30枚が宅急便で送られてきました。注文した覚えがありません

A6-身に覚えのない商品が届いても代金を払う必要はありません。こちらから送り返す必要もありません。使用、消費すれば購入を承諾したとみられます。すぐ勝手に処分してはいけませんが、そのまま14日間経過し又は送り主から商品引取の請求があった日から7日経過までに商品を引き取りに来なければ、業者は商品を引きとる権利を失います。そのときは商品を廃棄してけっこうです。

弁護士 安井 一大

約40年ぶりに改正された相続法!相続の何がどう変わる?④

弁護士 廣田 真紀

改正相続法の原則的施行日である2019年7月1日が過ぎ、相続法は約40年ぶりに大きく変わりました。家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件は年々増加傾向にあります。無用な相続争いを避けるため、改正点を理解し、今のうちから来たるべき相続に備えましょう。第4回目の改正相続法ポイント解説です。

☆7月10日、遺言書保管制度がスタート!

令和2年7月10日、「法務局における遺言書の 保管等に関する法律」が施行されます。

この法律によって遺言書保管制度が発足し、公的機関である法務局が自筆証書遺言(遺言者が自筆で作成した遺言書)を保管してくれるようになります。

自筆証書遺言は、公証役場で作成・保管される 公正証書遺言とは異なり、自宅で保管されることが 一般的でした。しかし、自宅で保管する場合には、 遺言書を紛失してしまう危険や、悪意を持った相続 人に遺言書を廃棄、隠匿、改ざんされてしまう危険 があります。

新たに始まる遺言書保管制度を利用すればこのような危険はなくなります。また、検認(家庭裁判所が遺言書の存在及び内容を確認する手続)も不要になります。



Q: 手数料はかかりますか?

A:保管の申請は、遺言書1通につき3,900 円です。保管年数に応じて手数料が増えることはありません。

Q:申請するためには何が必要ですか?

A:①遺言書(封のないもの)、②申請書、③本籍の記載のある住民票の写し、④本人確認書類が必要です。申請書は法務局の窓口で取得できるほか、法務省のホームページからダウンロードすることもできます。

Q:代理人が遺言者本人に代わって保管の申請をす ることはできますか?

A:代理人では申請できません。遺言者ご本人が法 務局へ出向く必要があります。

Q:遺言書を書き換えたい場合、すでに預けている遺言書を返還してもらうことはできますか。

A:保管の申請を撤回して遺言書の返還を受けることができます。遺言書の内容を変更した後に再度保管の申請をすることも可能です。

Q:相続人は保管されている遺言書を閲覧すること ができますか?

A:遺言者の死亡後であれば閲覧が可能です。手数料はモニターによる画像の閲覧が1,400円、原本の閲覧が1,700円です。

遺言をしておきたい方にとってはとても有益な制度ですが、法務局では遺言書の書き方までは教えてくれません。書き方が分からない方は法律事務所までご相談ください。



雑感 新型コロナウイルスと近未来の社会経済

弁護士 小島 高志

I 今回の新型コロナウイルス問題がいろんな 形で長引くだろうことは世界の共通認識である。 感染防止措置は既に社会のあり方を多方面から 変えつつある。グローバル資本主義の崩壊、新自 由主義の終焉ともいわれる。問題が治まっても 元どおりの世界に戻ることはないだろう。

すでに行き詰まりを見せていた新自由主義、 グローバル資本主義は、いまその矛盾が見易い。 ウイルス感染拡大とともに、生産・流通ネットワ ークが分断された。感染地帯先進国の停滞と鎖 国的措置は、新興国にも打撃を与える。影響は地 球的規模に及ぶだろう。

気候変動(地球環境)課題とともに、歴史的 分岐点にあるのかもしれない。

- II コロナ課題はあらゆる格差を急速に深刻化させる。適切な手を打っておかなければ危機からの回復が不可能に陥る。大胆な経済と福祉の緊急対策は不可欠だ。文化・芸術対策も重要だ。教育対策はいうまでもない。国民の手による相互支援関係の再構築も不可欠だ。
- Ⅲ 災害時には権威追随的心理が生じる。政治と 社会の権威主義、専制主義台頭の兆しはないか。 布マスク2枚が届かず、感染者は4日待たせて おけとのおふれによって命が失われる様を見た 国民は、首相、政府機関への失望や不信を抱く。 しかし閉塞状態ほどポピュリズムや虚構的独裁 が生まれがちなのが歴史的教訓だ。

突出した知事がロックダウン(都市封鎖)を 叫ぶ。わが国はロックダウンの法的実施権限を 誰にも与えていない。法治原則を踏み外す発言 である。政府、行政はウソハッタリでなく、職務 上の義務として、全ての情報をありのまま公開 し、説明に努め、国民が自分で考え行動を律する ことができるように力を尽くさなければならぬ はずである。

公園で子どもを遊ばせているのを不見識に

もけしからんと非難し、つげ口する等、国家総動 員体制、監視社会のような抑圧を市民自身が行 うのはやめてほしい(自分に跳ね返る行為だ)。 感染防止と称する地域的閉鎖主義等々について も種々の意見があるべきだ。

IV コロナ感染防止体勢はGAFA(Google、Apple、Facebook、Amazon)を一層巨大化させる。情報集積が進む。位置情報を追うだけで、その人の職業、勤務状況、年齢、収入階層、趣味、ときには政治的傾向までもを概ね知り得る。米大統領選挙では有権者の支持傾向をコントロールするため個人データを基にした操作が実際に行われている。某候補がそのため600万ドルを投資した翌週、支持率が約10%上昇した。個人情報は活用次第で人の心の内をも左右する。

人間が情報AIに支配される危険は現実だ。 リクナビによる「内定辞退率情報提供」は氷山の 一角。こんなことを許してよいはずがない。

EEA(欧州経済領域 31 か国)にはGDPR(General Data Protection Regulation、一般データ保護規則。2016年)がある。データの所有者は個人であるとして自己情報の権利性を定め、諸規制を行う。個人データの域外移転の禁止違反には世界年間売上高の4%もしくは2000万ユーロの制裁金を課す。

自己情報管理の権利の確立、公益的な適切な活用法の検討、民主的規制作りは緊急課題である。ホーキンス博士の予言「AIは必ず人間を敵視し人間に危害を加えるようになる」を心に留めておきたい。

(以下略)

⑤ コロナ後の世界の姿はまだ見えていない。ポストキャピタリズム時代。願わくば、民主的な社会と経済が形成され、人権が確保される平和な世界になるように。

改憲議論に要注意-緊急事態条項

弁護士 石塚 徹

今年5月3日の憲法記念日は、コロナ禍により例年ある集会がなかった。そんな中でも、安倍晋三首相は改憲勢力に向けてのビデオメッセージで憲法9条に自衛隊を明記するなどの改憲への意欲を表明した。そこに今のコロナ禍で新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」といいます)に基づく緊急事態宣言が出されたことに絡めて、憲法に緊急事態条項を加える主張がある。

しかし、特措法に基づく緊急事態宣言と憲法 に緊急事態条項を加えることは全く異なる。前 者は法律に基づく措置(この特措法の問題はあ るにしても)であるのに対し、後者は戦争・内 乱・恐慌・大災害などの非常事態において、通 常の立憲的な法秩序(権力分立と人権保障)を 一時停止して緊急措置をとる権限を政府が行使 することを意味する。

ここで、わたしたちは第二次大戦前のドイツを見ておく必要がある。1933年成立したヒトラー政権は少数政権であったが、大統領緊急

令を使って国会を解散させたりし、さらに立法権を政府に与える授権法(全権委任法)を強行成立させて一党体制を樹立した。その後のドイツが他国を侵略し世界戦争を引き起こした歴史は日本もその同盟国だったことも含めて深刻に振り返る必要がある。

7年前、改憲論議に絡め、「あの (ナチスの) 手口、学んだらどうかね。」と言ったのは麻生 太郎副総理である。この人物の知識と思考能力 がいかほどのものかは疑問だが、通常の立憲的 な法秩序を一時停止して緊急措置をとる権限を 政府が行使することを認める (ドイツにおける 授権法が立法権を政府に与えたことと同じ)憲 法上の緊急事態条項明記を許すことは、ナチス ドイツの再来を意味することだと肝に銘じた い。

わたしたちは、自衛隊の海外派兵・戦闘行為に つながる憲法9条改憲とともに緊急事態条項の 明記の改憲にも注意を向けたい。

安倍 9 条改憲 NO! 改憲発議に反対する全国緊急署名のお願い

請願署名用紙と返信用封筒を同封いたしました。 請願事項をお読みいただき、ぜひ署名をお願い いたします。

現在の憲法 9 条が私たちのいのちと平和を守っている。再び戦争をする国にしたくない。この 思いに当法律事務所も賛同しています。

国会が改憲の発議をすることを阻止させるため に、たくさんの声を集めて憲法 9 条を守りましょう。

※返信用封筒にアンケートも一緒に返信していただけると うれしいです。







毎月19日に行っている「集団的自衛権行使に反対する昭和区の会」のスタンディングで話す石塚弁護士(5/19 御器所交差点にて)毎回所員で参加しています。



《倶楽部会員さんからの質問》 -検察庁法の改正について-

Q『もしも、政権に忖度する検事さんがいたら、内閣に都合の良い人を任命できたりするん <u>でしょうか?』</u>

A 確かに、最高検察庁のトップである検事総長、次長検事、高等検察庁のトップである検 事長は内閣に任命権があり、地方検察庁のトップである検事正は法務大臣に任命権があり ますからね。

ただし、検察官の職務遂行は法に則って厳正になされねばならず、ときの政権の都合で ゆがめられてはなりません。検事総長は検察官一体の原則によって検察官全体を指揮監督 できます。これまで、退任を迎える総長が次期総長の候補を推薦し、その候補者を内閣が そのまま任命するのが慣例でした(不文律)。検事総長がしっかりしていれば、検察職務の 自律性、独立性は冒されにくくなります。

今改正案の重大問題は、①地方検察庁のトップである検事正以上の役職について役職停 年後も特別な事情があれば引き続き役職を続けさせるようにし、②延長可否の判断を結局 は内閣ができるようにする点にあるのです。地検、高検、最高検まで、政権にとって都合 のよい検察官を優遇し、検察が内閣の意向に従わざるを得ない状態にしてしまうのです。 おそろしい事態が予測されますね。

現在、広島の河井議員夫妻の公選法違反等疑惑の捜査が進んでいます。ウイルス緊急事 態宣言解除後には逮捕手続きをして巨額資金の解明に切り込むとの情報があります。一 方、逮捕させない動きがあるとの情報もあります。検察が独立して捜査を貫くか、安倍政 権に屈してしまうのか、目を離せません。

> 文責 弁護士 石塚 弁護士 小島 高志



-検事長の麻雀賭博と辞職-

▲検事長は賭け麻雀を認めたようです。賭博罪が成立します▲新聞記者も同罪です▲本人の辞職で は済みません。刑事案件になり得、頻繁さは依存的側面もうかがわせます。分限(検察官適格審査 会)、懲戒(免職、停職、減給、戒告)が問題になります▲懲戒権者は任命権者である内閣です。検 事長は「訓告」の処分を受けましたが、これは懲戒ではありません▲訓告の理由はまるで3密違反 が主たるもののようです。問題がずれています▲公務時間外の行為とはいえ、司法担当新聞記者が 関っており、検事長の公務(記者にとっては取材活動)との関連性が問われます。秘密漏洩と接待 との関係はないのか。▲産経新聞が用意したハイヤーで帰宅しました。料金2.5~3万円とされ る利益供与問題があります▲手加減を常道とする接待麻雀ならさらに問題です▲法務、検察の清廉 さ確保のためには重大な懲戒処分を以てけじめをつける必要があります▲そもそも法務事務次官、 検事長ともあろう人物なら、定年延長の閣議決定の違法性がわからぬはずはなかったでしょう。不 正な俸給を受けることになります。矜持にかけて定年延長を辞退し法律どおりに退官すべきでした ▲現検察は、森友疑惑、加計疑惑、甘利疑惑、小渕疑惑、桜を見る会疑惑等の案件をあいまいにし ました。広島の河合夫妻事件はどこまで追及できるのか▲法務、検察組織への信頼が大きくゆらい でいる中で、検事長事件は信頼をさらに低下させることになりました。立て直しは容易でありませ ん▲事実を深く調査をすることもないまま訓告でことを済ませた内閣の対応は、国民の不信、不満、 怒りの炎に油を注ぐようなものです。

ご案内

- ★新型コロナウイルス感染症に関する支援情報の一覧表を同封いた しました。衆議院議員近藤昭一事務所から情報をいただきました。
- ★法律事務所では、新型コロナウィルス感染症拡大予防のため、 所員マスク着用、所内の消毒、換気、打ち合わせ室に飛沫感染 防止用の衝立を設置、来所される皆様には手の消毒、検温等に ご協力をお願いいたします。









(写真)入口に消毒用アルコールを置き、相談室にはついたてを置きました 1

地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

◆日時:6月15日(月)午前10時~午後6時(要予約)

◆場所: 鶴舞総合法律事務所

つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、

法律のことや税金のこともまとめて相談できます。く詳細は同封のチラシをご覧ください

保険ミニ知識

みらい保険事務所 仲野 丘人 TEL:(052)842-4144

☆新型コロナウィルス感染症に対応する改定

傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、積立傷害保険、海外旅行保険

における特定感染症危険補償特約に於いて、新型コロナは該当しませんでしたが、2月1日 以降の事故に遡って補償適用することになりました。

企業分野火災保険、賠償責任保険、休業補償保険における食中毒・感染症補償特約に於いて も、2月1日以降の事故に遡って補償適用します。

(それぞれ各自の加入保険会社、代理店に確認してください。)

☆レンタカーを借りるときはノンオペレーションチャージに注意!

旅行先や交通事故で修理中にレンタカーを借りることがあると思います。借りる時に必ず、 保険の説明と共に、ノンオペレーションチャージの説明があります。

これは事故や故障、盗難、汚損などがあった時、保険をフルで掛けて補償が適用されても、 修理や清掃などの期間中の営業補償として利用者がレンタカー会社に支払う補償金の事です。 一般的な金額は、損傷の程度や修理期間に関わりなく、自走可能の場合は2万円、自走不可 の場合は5万円です。1日当たり550円負担すれば、かからないようになります。

保険の特約でレンタカーを借りた場合や、過失が0で相手保険会社がレンタカーを手配し た時もノンオペレーションチャージはかかります。保険使用の場合でも、追加料金を払って かからないようにすることはできます。レンタカー会社によって金額が違うこともあるので 注意が必要です。レンタカーの納車時に必ず確認してください。

会員リンク 『コロナ禍の保育現場』 保育士 樽見 香

4月に市からできるだけ家庭保育をとのお願いが出て登園児は激減し半数になりました。父母の中には収入が減りダブルワークで凌いだり、「家に子供とずっといると虐待しそう」とぽつりと漏らす親もいます。家で子どもを見ることができない親への支援という点でも保育園の必要性を改めて実感しました。

緊急事態宣言解除で登園が、「今日だけ」限定の家庭もあれば、会社の再始動に合わせ「明日から登園させる」という家庭もあります。また、居酒屋経営の家庭は「やっと営業時間を延ばせるから保育時間を元に戻し、子供は夜寝る子にしたい」など様々な要望に応えています。

マスク等衛生用品が不足した頃は、親やOB、市、企業、からマスク等寄付を頂きました。また、園児の祖母が布マスクを「先生に」と手作りしてくれました。皆様に感謝です。

3月の卒園式は卒園児と親、職員で短時間の式のみで会食は無しにしました。いつも以上に寂しい年度末でした。入園式も密を避け、在園児は入らず、保育中の職員は写真で紹介という形にしました。

目の前の親たちの働き方、大人の余裕の無さが少なからず子どもに影響を与えるのではないかと危惧していますが、笑顔で登園する親子を見てホッとする毎日です。全ての国民に早く十分な補償をと願うばかりです。

会員リンク 『まとい寿しの健さんです』 大石 健次郎

名古屋市天白区塩釜口駅近くで寿司屋を営んでいます。

この新型コロナの影響で私の店と同様に大打撃を受けている店舗が沢山有ります。

法律事務所からも声をかけてもらい、給付金の申請をしましたが、給付までに時間がかかり過ぎで、国や県に潰されてしまいそうです。勿論、自粛要請は守りましたが、私たちもこの状況を生き抜いて行かなくてはなりません。

そんな中ですが、ありがたい事もありました。大家さんからの暖かいお言葉や、常連のお客さんで「これを使ってよ」と 10 万円を置いていかれた方がいました。その方は、疾患が有るから今は食べに来られないけど落ち着いたら行くから、その時はそこから引いてねと言ってくれました。涙がでます。頑張ろうと思いました。ただ感謝です。

今は通常営業を始めてます。美味しいお魚とお酒を用意して皆様をお待ちしてます。

【まとい寿し】 〒468-0073 愛知県名古屋市天白区塩釜口 1-853 TEL:(052)834-1203 地下鉄鶴舞線「塩釜口」2番出口より徒歩1分(月曜定休・ランチ 11:30~14:00 ディナー17:00~23:00)

法律倶楽部 会員さんには オマケあり★

会員リンク 『アフターコロナに向けて〜雑感』

社会保険労務士 小野田理恵子

コロナ禍に対応するための給付金・助成金等については、この2ヵ月ほどの間に度重なる制度変更が行われ、企業も、それをサポートする立場の士業も、そして労働者も翻弄され続け、ツギハギだらけの制度設計により全体像が見えなくなってしまっているのが実状です。

ですが、各役所の現場の方たちの必死さも伝わってきますし、それらの変更に一喜一憂したところで事態は何も変わりませんので、目の前の課題を少しでも早く解決するために、今は何を優先すべきかを意識しながら取り組んでいるところです。

ところで、あの「働き方改革」というキーワードはどこかにスッ飛んでしまった感もありますが、コロナ禍は日本の労働環境に急速な変化をもたらすのではないでしょうか。働き方改革の目的のひとつに「働き方の多様性への対応」がありますが、コロナ禍により想定外の速さでテレワークが拡大し、会議、研修、出張等は対面せずともオンラインで可能になり、全員が同じ場所・時間帯に勤務することの意味が問い直され、また在宅勤務で通勤がなくなった分、副業や兼業に充てる時間が生まれたりと、皮肉にも働き方改革の進行は加速しているようです。

今や Zoom や LINE での飲み会が勢いを増し、昭和の常識は令和の非常識?この新しい時代を生きていくには柔軟な発想が不可欠?などと思う昨今、コロナ禍による様々な試練・経験が、子や孫の生きる社会をより良く変えていくことに繋がればと切に願っています。

『会員さんからのお声……』

前号掲載 倶楽部会員の内山早智子さんのお花のお店「種から根っこと葉っぱ」 倶楽部会員限定キャンペーンに、多くの会員さんがご注文してくださいました。 ありがとうございました。こんなお声が会員さんから届いています。

愛媛の母に母の日のお花を注文…. 高齢の母は水墨画が趣味でしたが、昨年交通事故に遭ってからは筆を持つ気力もなくなっていましたが、先日、送った花を描いた素敵な絵手紙が送られてきました。お花の力は素晴らしい。内山さんありがとう。私は笑顔になりました。



不安な毎日だったので元気がでました。

『会員さんおすすめ』

密にならないお散歩「平和公園一万歩コース」

自粛生活で運動不足になりがちな日々、名古屋 市内でもこんなに緑、自然があり、適度な起伏の 道もあり、見晴らしも素晴らしいコースです。

安井弁護士、中日新聞夕刊一面に……

(写真:右が安井弁護士)



<mark>『会員さんから』</mark>

安井先生が頑張っているのが励みになります。 先生、色んな才能をお持ちなんですね。こんな時 期だから、本当に笑いは大切ですよね。倶楽部の 企画でもお願いします。



「平和堂からの御嶽山」



「平和公園内のコース」

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

~無料法律相談をお気軽にご利用下さい~

◎相談受付 平日 午前 | 0時~午後6時

第2土曜日(午前 | 0時~ | 2時),第4土曜日(午後 | 時~3時)

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約(受付時間 平日午前 9 時~午後6時)を お願いします。

- ◎電話相談 簡単で短時間の相談は、電話でもお受けします。
- ◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

【倶楽部行事中止のお詫びと今後の企画について】

- ・4月 12 日「つるま法律倶楽部設立 30 周年 ランチパーティ」
- ・4月 26 日「低山歩こう会」山行
- ·5月 23 日~25 日「つるま法律倶楽部バスツアー」

は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期させていただきました。

早々にお申し込みいただいた皆様にはお詫び申し上げます。

今後倶楽部世話人会でコロナの収束状況等を見ながら順次新たな日程を入れ、次号たより夏号で皆様にお知らせしていく予定です。会員の皆様からのご意見など同封のアンケート用紙にてお寄せください。

低山歩こう会

支え合う会♪ぴーぷる♪

次回は9月27日(日)の予定です。

参加される方は事務所までご連絡ください。

《参加費》 5,000 円/人

次回は、総会&茶話会です。

6月13日(土)10時~12時

詳細は同封の便りをご覧ください。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

次年度($2020.6\sim2021.5$)会費のゆうちょ銀行からの自動引き落とし日は、今年は8月1日です。振込の会員さんへはたより次号に振込用紙を同封させて頂きますので宜しくお願い致します。手続きが遅れご迷惑をおかけして申し訳ありません。尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いいたします。

--【編集後記】-

新型コロナ、検察庁法改正問題など、日々目まぐるしく変わる状況に振り回され、度々原稿等の変更を余儀なくされました。日本では5月25日に緊急事態宣言は解除されましたが、宣言も解除にも、真の科学的根拠はありません。政府や自治体の補償なき自粛要請は、格差構造を一層浮き彫りにしました。世界はまだ、パンデミックです。新型コロナは今後も収束はあっても終息はないと言われています。ワクチンができて普及した後も、私たちの生活はウイズコロナとなるでしょう。

日本政府はコロナの混乱に乗じて、検察庁法改正のほか、種苗法改正、国民投票法改定、スーパーシティ法案、更には女子プロレスラーが SNS での誹謗中傷の件を利用して国民を監視する法案を出す動きがみられます。監視するのは我々国民が政府に対してです。目を離してはいけません。 (ON)

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目 18番地 エスティプラザ御器所 4F TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227